

2023 年度 自己点検・評価報告書



2024 年 6 月

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

まえがき

大学教育質保証・評価センターは、大学機関別認証評価に関する規程第 13 条及び自己点検・評価に関する規程に基づき、2023 年度事業計画における組織運営の状況、認証評価事業の実施状況並びにその他業務の状況(会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動)について自ら点検及び評価を実施した。その結果を本報告書において報告する。

点検・評価事項

- 1 組織運営の状況
- 2 認証評価事業の実施状況
- 3 その他の業務の状況(会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動)

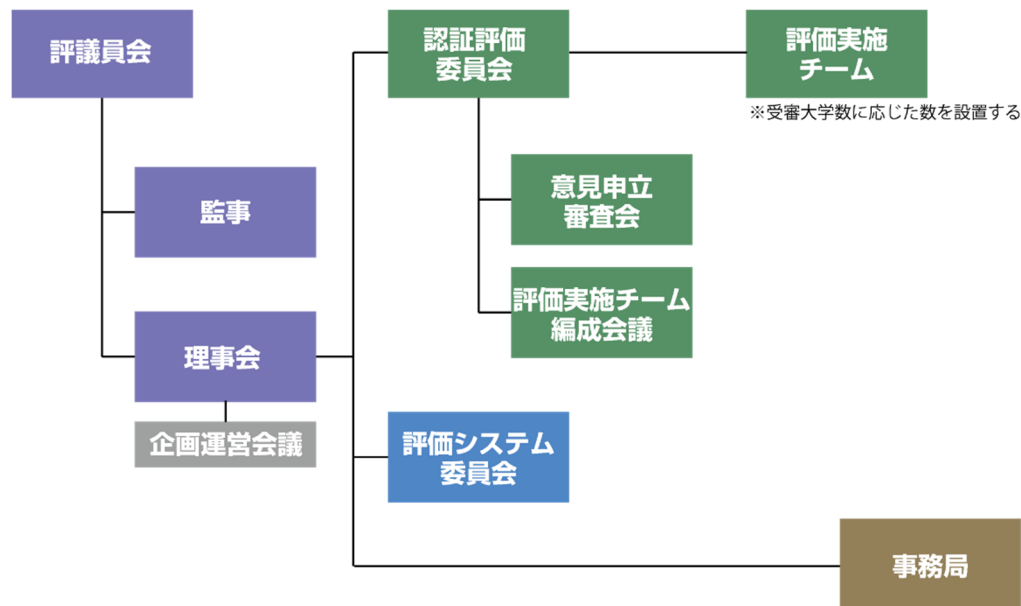
総評

大学教育質保証・評価センターは、全ての点検・評価事項において 2023 年度事業計画に基づき事業運営が適正に実施されたと評価した。

1 組織運営の状況

定款に定める評議員会、理事会、監事の所掌事項、及び大学機関別認証評価に関する委員会等についてその規程・設置要綱が定める所掌事項について2023年度事業計画に基づき自己点検・評価を実施した。

【組織構成】



【各組織の所掌事項等】

(1) 評議員会

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 定款の変更
- ③ その他評議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(2) 理事会

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職

(3) 認証評価委員会

- ① 大学評価基準及び評価方法の決定
- ② 評価実施チームの編成及び評価実施チームに属する認証評価委員会の委員及び専門委員の選任
- ③ 認証評価結果の決定
- ④ その他認証評価に関して理事会が必要と認めた事項

(4) 評価実施チーム編成会議

評価実施チームの編成に関する具体的事項について検討し、その検討の結果を認証評価委員会に報告する。

(5) 評価実施チーム

受審大学ごとの状況を調査する。
評価実施チームに属する専門委員は、教育研究分野に関する有識者及び大学の評価に関する有識者の中から、認証評価委員会の議に基づき、代表理事が委嘱する。

(6) 意見申立審査会

認証評価において受審大学から意見申立てがあった場合に設置し、意見申立てへの対応について審議する。

(7) 評価システム委員会

- ① 大学評価基準及び評価方法の決定に資する基礎的検討
- ② 本センターが行う大学機関別認証評価のシステムに関する自己点検・評価及び改善に向けた検討
- ③ 大学の評価に関する調査研究
- ④ その他理事会が必要と認めた事項

(8) 企画運営会議

- ① 理事会から付託された事項の審議
- ② 委員会等の間の連絡及び調整
- ③ その他、代表理事が必要と判断したこと

【自己点検・評価】

- 評議員会は 2 回、理事会は 4 回開催し、定款等の諸規定に即した適切な運営を行った。
- 監事は評議員会、理事会に出席し第 5 期事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日)の業務及び会計について監査を実施し、監事監査報告書を 2024 年 5 月に代表理事に提出した。尚、監事より業務及び会計が適正に実施されている旨の監査結果とともに、財政計画について中長期的視野の必要性が指摘された。(中長期的視点での検討については次年度 2024 年度事業計画に盛り込まれた。)
- 企画運営会議は 7 回開催し、理事会から付託された事項や委員会等の間の調整等の審議を行い、適切な組織運営に努めた。
- 認証評価委員会は 4 回開催し、認証評価の実施方針の決定、評価報告書(案)の作成・最終承認など滞りなく認証評価作業を遂行した。また、2022 年 10 月施行の大学設置基準等の改正への対応として、評価システム委員会の検討を踏まえ、大学評価基準に関する評価の指針等の見直しを行い、適切な認証評価の実施に努めた。
- 認証評価制度が 4 巡目を迎えるにあたり、法令改正が施行される 2025 年度の認証評価に適切に対応できるよう、認証評価委員会のもとに大学評価基準等検討ワーキンググループを設置し、適切に検討を進めた。
- 評価システム委員会は 2 回開催し、2022 年 10 月施行の大学設置基準等の改正や認証評価制度 4 巡目に向けた法令改正への対応について、認証評価委員会の議論に資する基礎的な検討を行った。
- 今年度認証評価において、受審大学 18 大学からの意見申立てはなく、意見申立審査会の開催はなかった。
- 評価実施チームを構成する専門委員については、評価実施チーム編成会議において、各委員会の委員等のほか、会員校から推薦を受けた候補者から積極的に選任し、計 62 名の専門委員の参画を得た。新たに評価を経験した専門委員からは、学ぶところが多かった、自身の大学の教育や研究の質保証に役立つと思う等の声が事後アンケートで届いており、会員校の教職員の参画を得たことが、大学の内部質保証に関する経験を広げる取組みにもつながったと考えられる。今後も専門委員に対する研修の充実を図りつつ、会員大学の教職員の参画を進めていく。
- 事務局体制は、7 人の構成とし、滞りなく業務運営を行った。

以上のことから、組織運営については 2023 年度事業計画に基づいて適正に実施されたと評価できる。

2 認証評価事業の実施状況

本センターは、2023 年度事業計画に基づき、大学機関別認証評価の理念に則り、大学の教育研究の質を保証するため、及びその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価事業を実施した。その実施状況について自己点検・評価を行った。

【目的】

- (1)大学の教育研究の質を保証すること
- (2)大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3)大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4)大学の教育研究活動等の改善を継続的に
行う仕組み(内部質保証)」の実質化を促すこと

【基本的な方針】

- (1)第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2)内部質保証の実質化の促進
- (3)本評価以外の大学評価結果の活用

【大学評価基準の構成】

基準1 基盤評価:法令適合性の保証

基準2 水準評価:教育研究の質の向上

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

【評価の実施方法】

- (1)書面評価
- (2)実地調査
- (3)評価結果(案)の作成
- (4)意見申立ての照会
- (5)評価結果の確定・公表

【認証評価に向けた研修等】

専門委員に対し、評価者研修会を開催し、大学評価基準や評価作業についての研修を行っている。研修は全ての専門委員に対し実施し、当日出席できない専門委員にはアーカイブ配信等による代替措置を行っている。

【認証評価実務説明会】

受審大学に対し、受審年度の前年度に大学機関別認証評価実務説明会を開催し本センターの認証評価の考え方や、点検評価ポートフォリオ作成にあたっての説明等を行っている。

【認証評価の実施状況】

2023 年度(18 大学)

・青森県立保健大学	・神戸市外国語大学	・富山県立大学
・石川県立大学	・神戸市看護大学	・新見公立大学
・岡山県立大学	・公立小松大学	・兵庫県立大学
・京都府立大学	・公立諏訪東京理科大学	・福井県立大学
・群馬県立女子大学	・公立千歳科学技術大学	・山形県立保健医療大学
・県立広島大学	・札幌市立大学	・山口県立大学

【自己点検・評価】

- 認証評価事業 4 か年度目において 18 大学の認証評価を実施した。
- 前年度の評価実施後アンケートにおいて、本センターの評価に初めて携わる評価委員から、評価者研修会においてより詳細な説明を求める声が寄せられたことを受け、マニュアル等の資料の見直しや、具体的な確認内容等についての説明の充実化を図った。今年度の評価実施後アンケートにおいて、評価者研修会の内容やマニュアル等の資料は適切であったかという設問に対する「強くそう思う」の回答が増加しており、評価者研修会の内容について一定の改善ができたと受け止められる。
- 実地調査は、前年度と同様、原則オンラインにより実施し、さらに確認が必要な事項がある大学に対しては、対面による調査を実施した。対面による調査は 3 大学に対して実施した。評価実施後アンケート等から、実地調査をオンラインで実施することについては、認証評価として必要な確認ができない等の指摘はなく、認証評価として必要な機能は損なわれることなく効率的に進めることができおり、また必要に応じて行う対面による調査は、問題点の理解とそのすみやかな改善を促す機会となったと受け止められる。
- 実地調査をオンラインで実施するにあたって、事前アンケートにより行うこととした在学生・卒業生・修了生・教職員への面談については、前年度に評価委員から寄せられた意見を踏まえ、共通の質問事項だけでなく、各大学の個別の状況に応じた大学ごとに個別の質問項目を設けられることとした。その結果、複数キャンパスを有する大学におけるキャンパス間の連携や情報共有についての教職員の所感や、大学が取り上げた特色ある取組みについての学生の認知度等、各大学の個別の状況や特色を踏まえた確認を行うことができた。
- 評価報告書には、速やかな対応が求められる事項等について評価のプロセスで確認した改善状況や改善スケジュールを明示するよう改め、評価の透明性のさらなる向上を図った。
- 認証評価実務説明会は 50 の大学・機関から 153 名の参加があった。2022 年 10 月施行の大学設置基準等の改正に伴う資料の改定について丁寧に説明を行った。

以上のことから、認証評価事業については 2023 年度事業計画に基づいて適正に実施されたと評価できる。

3 その他業務の状況(会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動)

2023 年度事業計画における「大学の質保証に関する調査・研究及び情報提供」及び「広報・渉外活動」について自己点検・評価を実施した。

【会員大学に向けた取組み】

(1) 会員大学数

2023 年度: 73 大学(※2024 年 3 月 31 日時点)

(2) 質保証研究会

会員大学が質保証への理解を深める場として開催している。

(3) 会員大学専用ページ

2021 年度から本センターウェブページにおいて会員大学専用ページの運用を開始し、質保証研究会の資料やアーカイブ動画のほか、本センターからのお知らせや、会員大学の質保証に資する情報提供を行っている。

【広報・渉外活動】

(1) ニュースレター

年 1 回発行し、本センターの事業等について周知している。

(2) 渉外活動

他団体と連携した活動として、認証評価機関連絡協議会、大学ポートレート運営会議等に参加し、高等教育政策の動向に関する情報収集や、各団体が実施する認証評価についての情報共有を行っている。

【自己点検・評価】

- 会員大学数は、今年度新たに 8 大学が入会し、73 大学となった。引き続き、本センターの評価の理念や特徴について周知の努力を図る等により、さらなる会員の獲得を図っていく。
- 本センターの継続的・安定的な運営に向けた基礎的な情報収集として、次回認証評価受審時期及び評価機関についての調査を実施した。この調査結果を、中長期的な財務計画に反映していくこととなる。
- 質保証研究会は、1 回開催した(2024 年 1 月 16 日)。学修成果の把握・可視化に関する会員大学の検討・取組みに資することを目的として、「学修成果の把握と可視化—『教学マネジメント指針』を読み解く—」をテーマに外部講師による講演を行った。受講者からは、教学マネジメント指針の内容についての理解を深めることができた等の意見が寄せられ、満足度の高い研究会となったと受け止められる。
- 会員大学の教育研究の質保証に関する取組みの検討に資することを目的として、会員大学専用ページに「受審大学の取組紹介」ページを新設し、教育研究の水準の向上に関する取組みや、特色ある教育研究の進展に関する取組みを一覧化した。なお、監事監査において、「会員大学専用ページの内容は会員大学にとって有用な詳細を数多く提供しており、会員大学が活用しやすく充実したものになっている」との意見が付された。
- 広報活動としては、ニュースレターを 1 回発行した(2024 年 3 月 29 日)。本センターの評価の特徴の一つである「評価審査会」について特集し、その実施内容のほか、過去の受審大学学長からのコメントを掲載して、本センターの認証評価の特徴であり外部ステークホルダーが参加する、評価審査会の意義や実施状況等の情報発信を行った。

以上のことから、会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動については 2023 年度事業計画に基づき適正に実施されたと評価できる。